

○役員退職手当規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第5号

一部改正 平成16年2月2日平成15年度規程第84号

一部改正 平成17年9月26日平成17年度規程第22号

一部改正 平成18年3月31日平成17年度規程第61号

一部改正 平成22年6月16日平成22年度規程第6号

一部改正 平成25年6月14日平成25年度規程第3号

一部改正 平成27年3月31日平成26年度規程第44号

一部改正 平成30年3月1日平成29年度規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関する事項について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職1月につき、退職、解任、又は死亡（以下「退職等」という。）の日における当該役員の月例支給額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、主務大臣が決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第2条第1項ただし書の場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給は、引き続き在職したものとみなす。また、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当に係る特例)

第5条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算は、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書の適用に係る月例支給額は、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定めるものとする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を退手法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における月例支給額は、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案して理事長が定める額とする。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給するものとする。

(解任された場合等の退職手当の支給制限)

第6条の2 退職(解任を含む。以下この条から第6条の7まで同じ。)した役員が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職した者(当該退職した者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の退手法第12条第1項の規定に基づき政令で定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第23条第2項(第1号を除く。)若しくは同条第3項の規定による解任又はこれに準ずる退職をした者

二 禁錮以上の刑に処せられ退職をした者

- 2 機構は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 機構は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第6条の3 退職手当の支払の差止めについては、退手法第13条(第4項、第8項及び第9項を除く。)の規定を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「当該退職手当管理機関」及び「退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「一般の退職手当等の額」とあるのは「退職手当」と、「職員」とあるのは「役員」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と、「懲戒免職等処分を受けるべき行為」とあるのは「通則法第23条第2項(第1号を除く。)又は同条第3項の規定により解任されるべき行為」と、「前条第2項及び第3項」とあるのは「役員退職手当規程(以下「規程」という。)第6条の2第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第6条の4 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第6条の2に規定する事情及び同条に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴された場合にあつては、在

職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が顧問等として再雇用された場合であつて、顧問等としての在職期間中の行為に関し次号に相当する行為をしたと認められたとき。

三 機構が、当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に通則法第23条第2項(第1号を除く。)又は同条第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号及び第3号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、第6条の2に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 機構は、第1項第2号及び3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第6条の2第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 第6条の3において準用する退手法第13条の規定に基づき退職手当の支払を差し止める処分(以下この項において「支払差止処分」という。)に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第6条の5 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、機構は当該退職をした者に対し、第6条の2に規定する事情のほか当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき

二 当該退職をした者が顧問等として再雇用された場合であつて、顧問等としての在職期間中の行為に関し次号に相当する行為をしたと認められたとき。

三 機構が当該退職をした者について、在職期間中に通則法第23条第2項(第1号を除く。)又は同条第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項第2号及び第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該

退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

- 3 機構は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第6条の2第2項の規定は、第1項の処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第6条の6 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号及び第3号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第6条の2に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第6条の2第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第6条の7 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、退手法第17条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等の額」及び「一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）」とあるのは「退職手当」と、「第15条第1項」とあるのは「規程第6条の5第1項」と、「第15条第4項」とあるのは「規程第6条の5第4項」と、「前条第1項」とあるのは「規程第6条の6第1項」と、「前条第3項」とあるのは「規程第6条の6第3項」と、「当該退職に係る退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分を受けるべき行為」とあるのは「通則法第23条第2項（第1号を除く。）又は同条第3項の規定により解任されるべき行為」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「再任用職員等に対する免職処分を受けた」とあるのは「顧問等としての在職期間中の行為に関し通則法第23条第2項（第1号を除く。）又は同条第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認めた」と、「第12条第1項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第6条の2に規定する事情」と読み替えるものとする。

（支給方法及び支給時期）

第7条 退職手当は、第2条第1項に規定する合計額を退職等の日以降遅滞なく支給する。

- 2 理事長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する暫定業績勘案率を基に第2条第1項を準用して算出する額（以下「暫定退職手当額」という。）を、役員退職等の日以降に支払うことができる。この場合において、第2条第1項中「次項に規定する業績勘案率」とあるのは「第7条第3項に規定する暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。
- 3 暫定業績勘案率は、役員退職等の日の属する年度の前の年度までの各事業年度に係る評価委員会の評価結果及び「考え方」を準用して理事長が定めるものとする。
- 4 第2項の規定により暫定退職手当額を支払ったときの第1項に定める日以降支払う退職手当の額は、第2項の規定により既に支払った暫定退職手当額との差額を精算した額とする。この場合において、既に支給した暫定退職手当額は、第2条第1項の規定により算出された退職手当の額の概算払いとみなす。

（遺族の範囲）

第8条 第6条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、役員死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
 - 三 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は前項各号の順位による。第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、役員との親等の近いものを先順位とする。
- 3 退職手当を受けべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

（雑則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日現在新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）に在職する役員であつて、同年10月1日以降役員となった者の在職期

間は、その者の旧機構の役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなすものとする。

- 3 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職の日の月例支給額が基準日の前日のその者の本俸月額を下回るときにおける退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における本俸月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における月例支給額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成16年2月2日平成15年度規程第84号）

- 1 この規程は、平成16年2月2日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、当該退職日における月例支給額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額を当該期間に係る評価委員会の業績評価及び役員としての職務に対する貢献度等を総合的に勘案して理事長が100分の10の範囲以内で増額又は減額した額と、基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に第2条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た金額の合計額とする。

附 則（平成17年9月26日平成17年度規程第22号）

- 1 この規程は、平成17年9月26日から施行する。
- 2 平成15年9月30日現在新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）に在職する役員であって、同年10月1日以降役員となった者の在職期間は、その者の旧機構の役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなすものとする。
- 3 前項の規定を適用して、平成15年10月1日の前日に現に在職する役員が平成15年10月1日以降引き続き在職した後に退職等した場合に支給する退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平成14年3月31日における本俸月額に任命の日から平成14年3月31日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額
 - 二 退職等の日における月例支給額に平成14年4月1日から平成15年9月30日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額
 - 三 退職等の日における月例支給額に平成15年10月1日から平成15年12月31日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額を当該期間に係る評価委員会の評価結果及び役員としての職務に対する貢献度等を勘案して理事長が100分の10の範囲以内で増額又は減額した額

四 退職等の日における月例支給額に平成16年1月1日から退職等の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に第2条第2項に規定する業績勘案率を乗じて得た額

- 4 平成15年10月1日から平成15年12月31日の間に新たに任命された役員が平成16年1月1日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、前項第3号及び第4号を準用して算出した額の合計額とする。
- 5 平成17年3月31日以前に退職した場合の第3項第4号に規定する業績勘案率については、「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方（平成17年9月1日付け経済産業省独立行政法人評価委員会決定）」を準用して理事長が算出した数値に基づき、評価委員会が決定した数値とする。

附 則（平成18年3月31日平成17年度規程第61号）

- 1 附則（平成17年度規程第22号）第3項の規定を適用する場合において、平成18年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合であって、その者の退職等の日の月例支給額が基準日の前日のその者の月例支給額を下回るときにおける退職手当の額の算定に当たっては、基準日の前日までの在職期間については、退職等の日における月例支給額を、基準日の前日における月例支給額と読み替えるものとする。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月16日平成22年度規程第6号）

この規程は、平成22年6月16日から施行する。

附 則（平成25年6月14日平成25年度規程第3号）

- 1 この規程は、平成25年6月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年6月14日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成27年3月31日平成26年度規程第44号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 退職する役員が退職日に役員報酬規程附則（平成27年3月31日平成26年度規程43号）第2項の規定の適用を受けている場合には、第2条における月例支給額は、当該規定を適用した場合の月例支給額とする。

附 則（平成30年3月1日平成29年度規程第13号）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 退職する役員が退職日に役員報酬規程附則（平成27年3月31日平成26年度規程43号）第2項の規定の適用を受けている場合には、第2条における月例支給額は、当該規定を適用した場合の月例支給額とする。